

# 販売事業者の皆様へ

～安全な電気用品を販売するために～



経済産業省産業保安グループ製品安全課

令和元年7月1日

# 目 次

1.	販売事業者が確認すべきこと	1
2.	1 電気用品とは	2
2.	2 特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品	3
3.	1 表示	4
3.	2 表示の詳細	5
3.	3 その他	6
4.	1 電気用品安全法の概要	7
4.	2 販売事業者への規制	8
4.	3 販売事業者への罰則	9
別添資料 1	電気用品全リスト	10
別添資料 2	関係法令	13

# 1. 販売事業者が確認すべきこと

- 販売事業者は、電気用品安全法の規定に基づきPSEマークの付されたものでなければ、電気用品を販売し又は販売の目的で陳列してはならないとされています。
- このため、販売事業者は、自ら販売する電気用品について、以下の事項を確認する必要があります。（詳細は、次頁以降をご確認ください。）

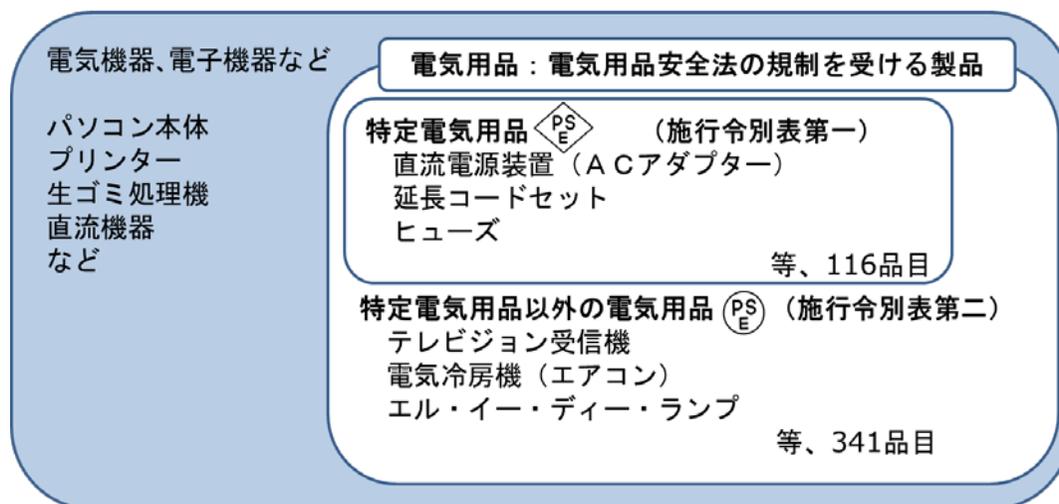
## <確認すべきこと>

- 販売する製品が電気用品に該当するか。<2～3ページ>
- 電気用品に該当する場合、特定電気用品（）であるか、特定電気用品以外の電気用品（）であるか。<2～3ページ>
- 特定電気用品（）、特定電気用品以外の電気用品（）に付されるPSEマークが正しく表示されているか。<4～6ページ>
- 電気用品に付されるPSEマークの近くに製造・輸入届出事業者名や登録検査機関名などが表示されているか。<4～6ページ>
- PSEマークは、電気用品の表面に容易に消えない方法で表示されているか。<4～6ページ>

## 2. 1 電気用品とは

- すべての電気製品が電気用品安全法の対象となるわけではなく、対象となる「電気用品」は、法第2条の次の定義に該当するものに限られます。
  - ① 一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの
  - ② 携帯発電機であって、政令で定めるもの
  - ③ 蓄電池であって、政令で定めるもの
- 対象となる電気用品のほとんどは、上記①の項目に分類されます。
- 一般用電気工作物は、電気事業法で規定されていますが、平たくいえば、一般家庭など、電力会社が供給する交流100ボルト、200ボルトの商用電源に接続される電気工作物をいいます。

図1 電気用品の範囲



## 2. 2 特定電気用品 ( ) と特定電気用品以外の電気用品 ( )

- 具体的に電気用品は、現在457品目指定されており、そのうち、特に安全上規制が必要なものとして「特定電気用品 (  ) 」が116品目指定されています。
- 特定電気用品とは、その構造又は使用方法等の使用状況により危険が生じるおそれの高いものとして、①長時間無監視で使用されるもの、②社会的弱者が使用するもの、③直接人体に触れて使用するものといったものが指定されています。
- また、特定電気用品以外の電気用品 (  ) とは、電気用品として指定された457品目から、特定電気用品として指定された116品目を除いた341品目をいいます。

※対象電気用品名については別添資料 1 をご確認ください。

図 2 主な電気用品



**特定電気用品(116品目)**

特定電気用品以外の電気用品 (  ) に比べ、不良があった場合に感電・火災などの影響が大きい電気用品

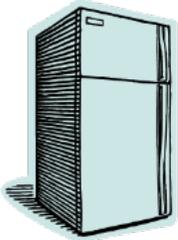
ヒューズ、コンセント、延長コードセット、ACアダプター、携帯発電機 など





**特定電気用品以外の電気用品 (341品目)**

電気冷蔵庫、電気冷房機、電気洗濯機、電気掃除機、扇風機、テレビジョン受信機、エル・イー・ディー・電灯器具、リチウムイオン蓄電池 など



## 3. 1 表示

- 電気用品安全法の対象となる電気用品を販売又は販売の目的で陳列しようとする場合は、P S Eマーク表示が必要となります（法第27条）。
- 製造・輸入事業者が表示するP S Eマークは、**電気用品の表面に容易に消えない方法で表示し、その近くには届出事業者名や登録検査機関名を表示**することが求められます（施行規則第17条、同別表第五）。
- なお、製造・輸入事業者がP S Eマーク表示するためには、次の義務を履行する必要があります（法第10条）。
  - 当該電気用品の技術基準適合義務(法第8条第1項)
  - 施行規則別表第三(検査の方式)に基づく検査の実施及びその結果の保存義務(法第8条第2項)。
  - 特定電気用品の場合、届出事業者による法第8条第1項の技術基準適合義務について、国に登録した第三者機関(登録検査機関)の適合性検査によるダブルチェックを受ける義務(法第9条第1項)

## 3. 2 表示の詳細

- 表示内容は、特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品で異なります。
- 特定電気用品では、① 、②登録検査機関名、③届出事業者名<sup>(※)</sup>の表示が、特定電気用品以外の電気用品では、① 、②届出事業者名<sup>(※)</sup>の表示が義務付けられています。
- また、技術基準省令及び技術基準省令解釈で表示が義務付けられている項目（定格等）も併せて表示が必要となります。

※輸入事業届出者の場合は、日本国内に居住する個人又は日本国内で会社法に基づく登記を行っている法人に限られます。

表1 特定電気用品（）の表示例  
(直流電源装置の場合)



- ① 特定電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ② 適合性検査を行った登録検査機関名又はその届け出した登録商標、承認された略称
- ③ 届出事業者名又はその届け出した登録商標、承認された略称
- ④ 定格等(電気用品名ごとに技術基準において規定されています。)

注：①②③については、原則近接して表示

(施行規則第17条で規定：①+②+③)

表2 特定電気用品以外の電気用品（）の表示例  
(リチウムイオン蓄電池の場合)



- ① 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク
- ② 届出事業者名又はその届け出した登録商標、承認された略称
- ③ 定格電圧（※1）、定格容量（※2）

注：①②については、原則近接して表示

(施行規則第17条で規定：①+②)

※1 JIS C 8711(2013)3.4に規定する公称電圧。

※2 JIS C 8711(2013)3.5に規定する容量(Ah)。

一定条件下で充電、静置し、放電したときに5時間供給できる電気容量。

## 3. 3 その他

### (1) 簡易表示

- 電線、ヒューズ、配線器具等の部品材料であって**構造上表示スペースを確保することが困難なもの**にあつては、「図3 PSEマークの簡易表示」に示すように、本来の記号に変えて、**簡易記号『<PS>E』、『(PS)E』を表示**することができます。(施行規則別表第六及び別表第七)
- ただし、十分なスペースが確保でき、容易に識別できるような大きさで表示できる場合は、本来の記号を表示しなければなりません。

図3 PSEマークの簡易表示



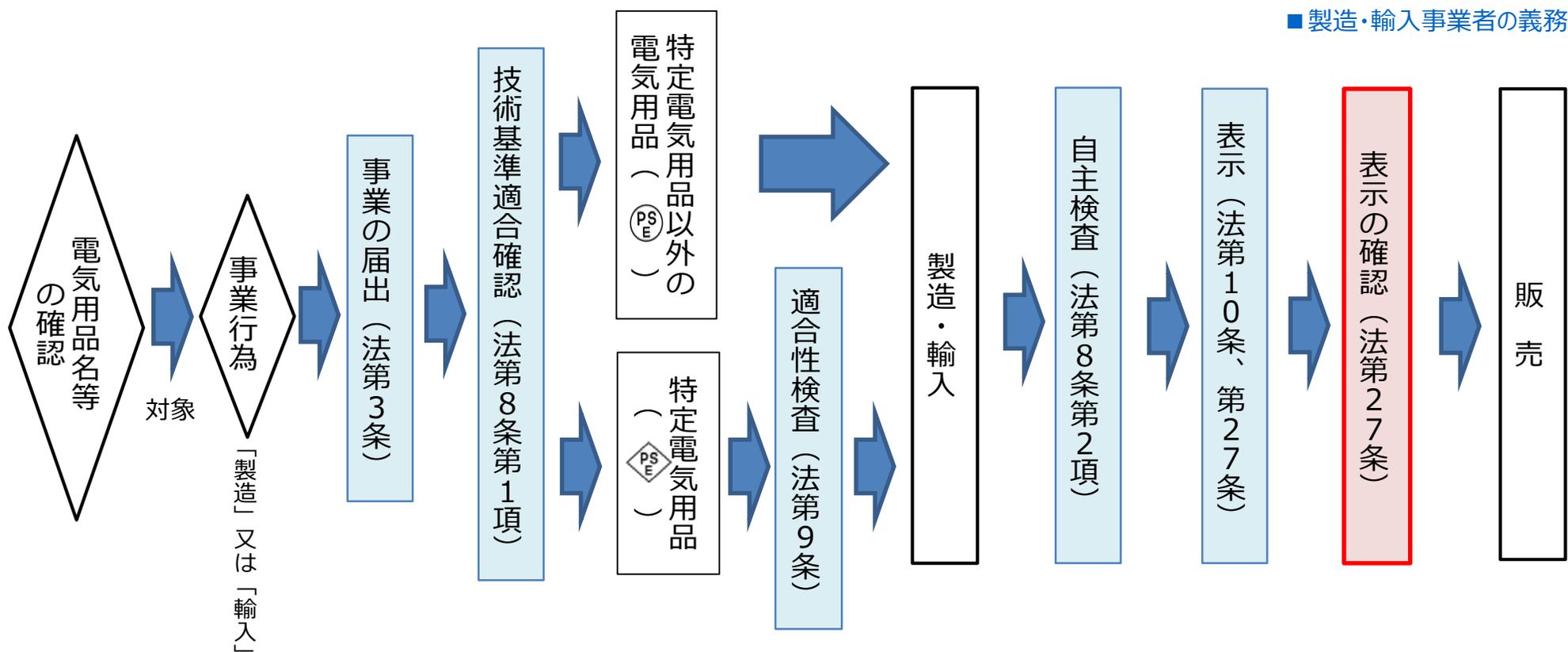
### (2) 登録商標、略称

- 電気用品に表示すべき**製造・輸入届出事業者又は登録検査機関の氏名又は名称**については、その者が経済産業大臣の**承認を受けた略称**、又は経済産業大臣に届け出た**登録商標**(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができます。

## 4. 1 電気用品安全法の概要

- 電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする法律であり、約450品目の電気用品を対象として指定し、製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する枠組みとなっています。
- 販売事業者は、自ら販売する電気用品について、PSEマーク表示が適切になされている確認する必要があります。（法第27条）

電気用品安全法の業務手続きフロー



## 4. 2 販売事業者への規制

- 電気用品の販売事業者には、次のような規制が適用されます。
- 電気用品の流通後の安全性を担保するための措置の一環として、国は販売事業者に対し、「報告の徴収（法第45条）」や「立入検査（法第46条）」などを行い、更に、これらの結果などを踏まえ、販売事業者に対して「危険等防止命令（法第42条の5）」を行うことができるとされています。

### (1) 流通前規制

#### ①販売の制限（法第27条）

電気用品を製造、輸入又は販売する事業者は、法第10条によるPSE表示が付されている電気用品でなければ、原則として、販売及び販売のための陳列を行うことが禁止されています。

### (2) 流通後規制

#### ①報告の徴収（法第45条）

国は、電安法の施行に必要な限度において、製造・輸入届出事業者又は販売事業者に対し、その業務に関し、報告を求めることがあります。

#### ②立入検査の受検義務（法第46条）

製造・輸入届出事業者又は販売事業者に対して法に基づく立入検査が行われますので、これを受け入れなければなりません。なお、立入検査の実施は、製造・輸入届出事業者に対しては国又は独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が、販売事業者に対しては国から委任された地方公共団体が行います。

#### ③危険等防止命令（法第42条の5）

製造・輸入届出事業者及び販売事業者が法第27条（販売の制限）に違反したとき又は技術基準不適合品を販売したとき、危険及び障害の拡大を防止するため特に必要な場合に、国は製造・輸入届出事業者及び販売事業者に対し、回収を図ること等必要な措置をとることを命ずることがあります。

## 4. 3 販売事業者への罰則

- 電気用品の販売事業者には、次のような罰則が規定されています。

### (1) 流通前規制の罰則 (法第57条、59条)

法第27条第1項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者に該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその両方が課せられます。(法第57条)

上記の罰則に加え、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、法第27条第1項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した違反行為をしたときは、その法人に対して100万円以下の罰金刑を、その人に対して100万円以下の罰金刑が適用されます。(法第59条)

### (2) 流通後規制の罰則 (法第57条、58条、59条)

次の項目に該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその両方が課せられます。(法第57条)

①法第42条の5の規定による命令に違反した者

次の各項目のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金が課せられます。(法第58条)

②法第45条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

③法第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

④法第46条の2第1項の規定による命令に違反した者

さらに、上記の罰則に加え、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次に各項目のいずれかに該当する場合は、その法人に対して次の罰則が適用されます。(法第59条)

①の場合：1億円以下の罰金刑

②③④の場合：各項目の罰金刑

# 別添資料 1 電気用品全リスト 特定電気用品 ( ) ( 116品目 )

	電気用品名	証明書の有効期間		電気用品名	証明書の有効期間
	電 線			ヒューズ	
	【ゴム絶縁電線類】		26	温度ヒューズ	7年
			27	つめ付ヒューズ	7年
1	ゴム絶縁電線	7年	28	管形ヒューズ	7年
2	ケーブル (導体の公称断面積が22mm <sup>2</sup> 以下)	7年	29	その他の包装ヒューズ	7年
3	単心ゴムコード	7年			
4	より合わせゴムコード	7年		配線器具	
5	袋打ちゴムコード	7年			
6	丸打ちゴムコード	7年	30	タンブラースイッチ	7年
7	その他のゴムコード	7年	31	中間スイッチ	7年
8	キャブタイヤコード	7年	32	タイムスイッチ	7年
9	ゴムキャブタイヤケーブル	7年	33	ロータリースイッチ	7年
10	ビニルキャブタイヤケーブル	7年	34	押しボタンスイッチ	7年
			35	プルスイッチ	7年
	【合成樹脂系絶縁電線】		36	ペンダントスイッチ	7年
			37	街灯スイッチ	7年
11	合成樹脂系絶縁電線	7年	38	光電式自動点滅器	7年
12	ケーブル (導体の公称断面積が22mm <sup>2</sup> 以下)	7年	39	その他の点滅器	7年
			40	箱開閉器	7年
13	単心ビニルコード	7年	41	フロートスイッチ	7年
14	より合わせビニルコード	7年	42	圧カススイッチ	7年
15	袋打ちビニルコード	7年	43	ミシン用コントローラー	7年
16	丸打ちビニルコード	7年	44	配線用遮断器	7年
17	その他のビニルコード	7年	45	漏電遮断器	7年
18	単心ポリエチレンコード	7年	46	カットアウト	7年
19	その他のポリエチレンコード	7年	47	差込みプラグ	7年
20	単心ポリオレフィンコード	7年	48	コンセント	7年
21	その他のポリオレフィンコード	7年	49	マルチタップ	7年
22	キャブタイヤコード	7年	50	コードコネクタボディ	7年
23	金糸コード	7年	51	アイロンプラグ	7年
24	ビニルキャブタイヤケーブル	7年	52	器具用差込みプラグ	7年
25	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	7年	53	アダプター	7年
			54	コードリール	7年

	電気用品名	証明書の有効期間		電気用品名	証明書の有効期間
55	延長コードセット	7年	87	電熱式吸入器	5年
56	その他の差込み接続器	7年	88	家庭用温熱治療器	5年
57	ランプレセプタクル	7年	89	電気スチームバス	5年
58	セパブルプラグボディ	7年	90	スチームバス用電熱器	5年
59	その他のねじ込み接続器	7年	91	電気サウナバス	5年
60	蛍光灯用ソケット	7年	92	サウナバス用電熱器	5年
61	蛍光灯用スターターソケット	7年	93	観賞魚用ヒーター	5年
62	分岐ソケット	7年	94	観賞植物用ヒーター	5年
63	キーレスソケット	7年	95	電熱式おもちゃ	5年
64	防水ソケット	7年			
65	キーソケット	7年		電動力応用機械器具	
66	プルソケット	7年			
67	ボタンソケット	7年	96	電気ポンプ	5年
68	その他のソケット	7年	97	電気井戸ポンプ	5年
69	ねじ込みローゼット	7年	98	冷蔵用のショーケース	5年
70	引掛けローゼット	7年	99	冷凍用のショーケース	5年
71	その他のローゼット	7年	100	アイスクリームフリーザー	5年
72	ジョイントボックス	7年	101	ディスボージャー	5年
			102	電気マッサージ器	5年
	電 流 制 限 器		103	自動洗浄乾燥式便器	5年
			104	自動販売機	5年
73	アンペア制用電流制限器	7年	105	浴槽用電気気泡発生器	3年
74	定額制用電流制限器	7年	106	観賞魚用電気気泡発生器	3年
			107	その他の電気気泡発生器	3年
	変圧器・安定器		108	電動式おもちゃ	5年
			109	電気乗物	5年
75	おもちゃ用変圧器	7年	110	その他の電動力応用遊戯器具	5年
76	その他の家庭機器用変圧器	7年			
77	電子応用機械器具用変圧器	7年		電子応用機械器具	
78	蛍光灯用安定器	7年			
79	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	7年	111	高周波脱毛器	3年
80	オゾン発生器用安定器	7年			
				交流用電気機械器具	
	電 熱 器 具				
			112	磁気治療器	3年
81	電気便座	5年	113	電撃殺虫器	5年
82	電気温蔵庫	5年	114	電気浴器用電源装置	5年
83	水道凍結防止器	7年	115	直流電源装置	5年
84	ガラス曇り防止器	7年			
85	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	7年		携 帯 発 電 機	
86	電気温水器	5年			
			116	携帯発電機	5年

# 別添資料1 電気用品全リスト 特定電気用品以外の電気用品 (PS(E)) (341品目)

電線		配線器具		75 電気敷布	130 電熱ボード	184 ほうじ茶機	237 電気芳香拡散機	286 写真引伸器用ランプハウス	331 調光器
【コム絶縁電線類】		39 リモートコントロールリレー	76 電気毛布	131 電熱シート	185 包装機械	238 電気掃除機	287 白熱電球	332 電気ペンシル	
1 ケーブル(導体の公称断面積が22mm <sup>2</sup> を超えるもの)	40 カットアウトスイッチ	77 電気布団	132 電熱マット	186 荷造機械	239 電気レコードクリーナー	288 蛍光ランプ	333 漏電検知器		
2 電気温床線	41 カバー付ナイフスイッチ	78 電気あんか	133 電気乾燥器	187 電気置時計	240 電気黒板ふきクリーナー	289 エル・イー・ディー・ランプ	334 防火警報器		
	42 分電盤ユニットスイッチ	79 電気いすカバー	134 電気プレス器	188 電気掛時計	241 その他の電気吸じん機		335 アーク溶接機		
	43 電磁開閉器	80 電気揉みいす	135 電気育苗器	189 自動印画定着器	242 電気床磨き機		336 雑音防止器		
【合成樹脂系絶縁電線】		81 電気こたつ	136 電気入浴器	190 自動印画水洗機	243 電気靴磨き機	290 電気スタンド	337 医療用物質生成器		
3 蛍光灯電線	44 ライティングダクト	82 電気ストーブ	137 電気育すう器	191 謄写機	244 運動用具又は娯楽用具の洗浄機	291 家庭用つり下げ型蛍光灯器具	338 家庭用電位治療器		
4 ネオン電線	45 ライティングダクト用のカップリング	83 電気火鉢	138 電気アイロン	192 事務用印刷機			339 電気冷蔵庫(吸収式)		
5 ケーブル(導体の公称断面積が22mm <sup>2</sup> を超えるもの)	46 ライティングダクト用のエルボ	84 その他の家庭用電熱器具	139 電気裁縫こて	193 あて名印刷機	245 電気洗濯機	292 ハンドランプ	340 電気さく用電源装置		
6 電気温床線	47 ライティングダクト用のティ	85 電気トースター	140 電気接着器	194 タイムレコーダー	246 電気脱水機	293 庭園灯器具			
		86 電気天火	141 電気香炉	195 タイムスタンプ	247 電気乾燥機	294 装飾用電灯器具			
電線管		87 電気魚焼き器	142 電気くん蒸殺虫器	196 電動タイプライター	248 電気楽器	295 その他の白熱電灯器具	341 リチウムイオン蓄電池		
【金属製電線管類】		88 電気ロースター	143 電気温きゆう器	197 帳票分類機	249 電気オルゴール	296 その他の放電灯器具			
7 金属製の電線管	48 ライティングダクト用のクロス	89 電気レンジ		198 文書細断機	250 ベル	297 エル・イー・ディー・電灯器具			
8 一種金属製可撓電線管	49 ライティングダクト用のフィードインボックス	90 電気こころ	電動応用機械器具	199 電動断裁機	251 ブザー				
9 二種金属製可撓電線管	50 ライティングダクト用のエンドキャップ	91 電気ソーセージ焼き器	144 ベルトコンベア	200 コレクター	252 チャイム	298 広告灯			
10 その他の金属製可撓電線管	51 ライティングダクト用のプラグ	92 フツルアイロン	145 電気冷蔵庫	201 紙とじ機	253 サイレン	299 検卵器			
11 金属製のフロアダクト	52 ライティングダクト用のアダプター	93 電気たこ焼き器	146 電気冷凍庫	202 穴あけ機	254 電気グラインダー	300 電気消毒器(殺菌灯)			
12 一種金属製絶縁管		94 電気ホットプレート	147 電気製氷機	203 番号機	255 電気ドリル	301 家庭用光線治療器			
13 二種金属製絶縁管		95 電気フライパン	148 電気冷水機	204 チェックライター	256 電気かん	302 充電式携帯電灯			
14 金属製のカップリング		96 電気がま	149 空気圧縮機	205 硬貨計数機	257 電気のコギリ	303 複写機			
15 金属製のノーマルベント		97 電気ジャー	150 電動ミシン	206 紙幣計数機	258 電気スクリュードライバ				
16 金属製のエルボ	53 その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	98 電気なべ	151 電気ろくろ	207 ラベルタグ機械	259 電気サンダー	電子応用機械器具			
17 金属製のティ		99 電気フライヤー	152 電気鉛筆削機	208 ラミネーター	260 電気ポリッシャー	304 電子時計			
18 金属製のクロス		100 電気卵ゆて器	153 電動かくはん機	209 洗濯物仕上機械	261 電気金切り盤	305 電子式卓上計算機			
19 金属製のキャップ		101 電気保温盆	154 電気はさみ	210 洗濯物折畳み機械	262 電気ハンドシャ	306 電子式金銭登録機			
20 金属製のコネクター	変圧器・安定器	102 電気加温台	155 電気捕虫機	211 おしぼり巻機	263 電気みぞ切り機	307 電子冷蔵庫			
21 金属製のボックス	54 ベル用変圧器	103 電気牛乳沸器	156 電気草刈機	212 おしぼり包装機	264 電気角のみ機	308 インターホン			
22 金属製のプッシング	55 表示器用変圧器	104 電気湯沸器	157 電気刈込み機	213 自動販売機(特定電気用品を除く)	265 電気チューブクリーナー	309 電子楽器			
23 その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品	56 リモートコントロールリレー用変圧器	105 電気コーヒー沸器	158 電気芝刈機		266 電気スクレーピングマシン	310 ラジオ受信機			
24 ケーブル配線用スイッチボックス	57 ネオン変圧器	106 電気茶沸器	159 電動研穀機		267 電気タッパー	311 テープレコーダー			
	58 燃焼器具用変圧器	107 電気酒かん器	160 電動もみすり機		268 電気ナットランナー	312 レコードプレーヤー			
	59 電圧調整器	108 電気湯せん器	161 電動から打機		269 電気刃物研ぎ機	313 ジュークボックス			
【合成樹脂製等電線管類】		109 電気蒸し器	162 電動ぬい機		270 その他の電動工具	314 その他の音響機器			
25 合成樹脂製電線管	60 ナトリウム灯用安定器	110 電磁誘導加熱式調理器	163 選卵機		271 電気噴水機	315 ビデオテープレコーダー			
26 合成樹脂製可撓管	61 殺菌灯用安定器	111 その他の調理用電熱器具	164 洗卵機		272 電気噴霧機	316 消磁器			
27 C D管	小型交流電動機	112 ひげそり用湯沸器	165 園芸用電気耕土機		273 電動式吸入器	317 テレビジョン受信機			
28 合成樹脂等のカップリング	62 反発始動誘導電動機	113 電気髪こて	166 昆虫加工機		274 指圧代用器	318 テレビジョン受信機用ブースター			
29 合成樹脂等のエルボ	63 分相始動誘導電動機	114 ヘアカラー	167 ための加工機		275 その他の家庭用電動力応用治療器具	319 高周波ウエルダー			
30 合成樹脂等のコネクター	64 コンデンサー始動誘導電動機	115 毛髪加湿器	168 ジューサー		276 電気遊戯盤	320 電子レンジ			
31 合成樹脂等のボックス	117 電熱ナイフ	116 その他の理容用電熱器具	169 ジュースミキサー		277 浴槽用電気温水循環浄化器	321 超音波加湿機			
32 合成樹脂等のノーマルベント	65 コンデンサー誘導電動機	118 電気溶接器	170 フッドミキサー			322 超音波洗浄機			
	66 整流子電動機	119 電気焼成炉	171 電気製めん機			323 超音波洗浄機			
33 合成樹脂等のプッシング	67 くま取りコイル誘導電動機	120 電気はんだこて	172 電気もちつき機			324 電子応用遊戯器具			
34 合成樹脂等のキャップ	68 その他の単相電動機	121 こて加熱器	173 コーヒーひき機		278 写真焼付器	325 電子応用遊戯器具			
35 その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品	69 かご形三相誘導電動機	122 その他の工作用又は工芸用の電熱器具	174 電気肉ひき機		279 マイクロフィルムリーダー	326 家庭用低周波治療器			
		123 タオル蒸し器	175 電気肉切り機		280 スライド映写機	327 家庭用超音波治療器			
36 ケーブル配線用スイッチボックス	電熱器具		124 電気消毒器(電熱装置)	176 電気パン切り機	281 オーバーヘッド映写機				
	70 電気足温器	125 湿潤器	177 電気かつお節削機	178 電気かつお節削機	282 反射投影機				
	71 電気スリッパ	126 電気湯のし器	179 電気水削機	283 ビューワー	283 ビューワー	交流用電気機械器具			
	72 電気ひざ掛け	127 電気湯のし器	180 電気洗米機	284 エレクトロニックフラッシュ	284 エレクトロニックフラッシュ	328 電灯付家具			
37 筒形ヒューズ	73 電気座布団	128 電気湯のし器	181 野菜洗浄機	285 写真引伸機	285 写真引伸機	329 コンセント付家具			
38 柱形ヒューズ	74 電気カーペット	129 現像恒温器	182 電気食器洗機	286 電気除臭機	286 電気除臭機	330 その他の電気機械器具付家具			
			183 精密機						

## 別添資料 2 関係法令等

法令名	法令番号等	最終改正公布
電気用品安全法	昭和36年 法律第234号	平成26年6月18日
電気用品安全法施行令	昭和37年 政令第324号	平成24年3月30日
電気用品安全法施行規則	昭和37年 通商産業省令第84号	平成28年3月29日
電気用品の技術上の基準を定める省令	平成25年 経済産業省令第34号	平成25年7月1日
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について	20130605商局第3号	平成30年7月20日
電気用品の範囲等の解釈について	20180130 保局第1号	平成30年2月1日
電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について	20131220商第27号	平成26年1月1日

➤ その他については、電気用品安全法 法令業務実施手引書をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse\\_guide.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)